

令和 6 年 2 月

お客様各位

会津信用金庫

当座勘定規定（一般用）の改定のお知らせ

平素は、会津信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「ことら送金」の取扱開始に伴い、当座勘定規定を一部改定させていただきますのでお知らせします。

1. 対象となる規定

当座勘定規定（一般用）

2. 改定内容

新	旧
<p>第 9 条(支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 15 時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第 9 条(支払の範囲)</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>）</p> <p>新設</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

3. 改定日

令和 6 年 2 月 2 1 日（水）

以 上